

令和 7 年度岡山市高齢者実態把握調査・分析業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公示します。

令和 7 年 5 月 1 日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

令和 7 年度岡山市高齢者実態把握調査・分析業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委託名 令和 7 年度岡山市高齢者実態把握調査・分析業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 概算予算額 総額 12,430,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金（契約金額の 10 / 100 以上の額）
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号。以下「契約規則」という。）第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年市告示第 120 号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「研究・調査・計画」業種細区分「研究・調査・計画」に登録のあること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 令和 2 年 4 月 1 日以降で、国又は地方公共団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する地方公共団体の組合を含む。但し、中核市以上とする。）が発注する介護保険事業計画・高齢者福祉計画や地域包括ケアシステムに係る調査・分析業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和7年5月28日(水)
仕様書（案）等に関する質問受付	令和7年5月13日(火)午後5時まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和7年5月16日(金)午後5時までに掲載
企画提案書の提出	令和7年5月19日(月)～ 令和7年5月28日(水)午後5時必着
プレゼンテーション審査の実施	令和7年6月4日(水)頃
審査結果の通知	令和7年6月6日(金)頃

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

ホームページアドレス

(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>)

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付方法

質問票（様式4）に質問事項を記載し、電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】令和7年度岡山市高齢者実態把握調査・分析業務委託」として、岡山市地域包括ケア推進課へ提出すること。

電子メール：tiikihoukatsu@city.okayama.lg.jp

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

岡山市保健福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課宛に、「令和7年度岡山市高齢者実態把握調査・分析業務 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送してください。

(2) 提出書類

- ① 企画競争参加申請書（様式1）
- ② 応募者の概要及び本業務と同種の業務に関する受託実績（様式2）
- ③ 業務体制（様式3）
- ④ 業務工程表（様式は自由）
- ⑤ 企画提案書（様式は自由、カラー印刷、A4判）

下記事項について提案してください。

- ア) 本業務の目的達成に向けた全体コンセプト、具体的な業務内容、業務スケジュール概要
- イ) 質問項目・調査データ分析検討の支援内容・体制等
- ウ) 調査実施の手順
- エ) 報告書の内容構成イメージ
- オ) コールセンターの業務実施体制
- カ) 回収率を向上させるための工夫（調査票デザイン、コールセンター等）
- キ) 個人情報保護対策・情報セキュリティ管理に関する措置

⑥見積書（様式は自由）

人件費とそれ以外の物件費、通信費等の別に作業項目、数量、単位、単価、金額等を記載すること。

（３）提出部数 各１１部

- ・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの１部（正本）
- ・社名、代表者印のないもの１０部（副本）

（４）注意事項

- ①連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。
- ②仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ提出してください。
- ③提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。
- ④提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。
- ⑤企画競争参加申請書（様式１）及び各提出書類の正本を除き、住所、法人名、代表者名等は表示しないこと。やむを得ず記述する場合は、副本については黒塗りし、提案者名が分からないようにすること。また、企画提案書における内容についても、会社名又は会社名を類推できる表現は使用しないこと。

８ 特定方法等

（１）審査体制

岡山市高齢者実態把握調査・分析業務委託企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

（２）審査方法

- ①委員会は、提出書類を用いたプレゼンテーションにより、審査項目について審査を行います。
- ②委員会は、評価基準をもとに１００点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
※ただし、評価点の平均点が６０点に満たない場合は、最適な提案者及び次順位の提案者（次点）として特定しません。

（３）プレゼンテーション審査の実施

出席人数は３人以内、発表時間は１事業者につき１５分以内、質疑応答１０分程度とします。詳細な日時、場所については後日お知らせします。なお、プレゼンテーションは提出された書類に基づくものとし、追加資料の配布及びパソコン等を使

用した説明は認めません。また、社章など、社名が判別できるようなものは身に着けないでください。

(4) 評価基準

別紙のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がプレゼンテーションに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者及び次順位の提案者（次点）に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

10 提案内容の担保

契約の締結にあたり、最適な提案者が提案した内容については、当市の判断で、仕様書の一部とすることができるものとします。

11 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しません。
- (3) 提出書類は選定結果に関わらず返却しません。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示

請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。

(6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。

(7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。

(8) 契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市保健福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課（岡山市役所保健福祉会館9階）

担当：浦上・山下

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

電話：(086)803-1246

FAX：(086)803-1780

電子メール：tiikihoukatsu@city.okayama.lg.jp